

生活保護制度における地方自治体の役割の強化

経済的な給付に加え、地方自治体が自主性・独自性を生かした自立・就労支援を実施する制度に転換
→地方の役割・責任の拡大に対応し、生活保護の費用負担割合を見直す

1. 生活保護制度の現状

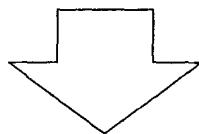
- 経済的給付が中心
- 国が給付水準等を設定し、地方が保護の適用や保護費の算定等を実施
- 負担割合は、国 3/4、地方(都道府県・市) 1/4
- 給付総額 約22,800億円 国庫負担額 約17,100億円(平成16年度予算ベース)

現状

- (1) 被保護世帯の抱える問題は多様
 - ・精神疾患等の傷病、DV、虐待、元ホームレス等
 - ・社会的きずなが希薄
- (2) 保護受給期間が長期にわたる者が少なくない
 - ・受給期間が長期化すると廃止率が低下
- (3) 地方自治体の実施体制にも問題
 - ・担当職員の配置不足、経験の不足
 - ・実施上の問題も保護率の地域格差の一因

問題点

- ① 経済的な給付のみでは、被保護者の抱える様々な問題への対応に限界
- ② 保護の長期化を防ぐための取組が不十分
- ③ 担当職員個人の経験、人数等に依存する実施体制にも限界



2. 見直しの方向性

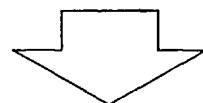
- 経済的な給付に加え、地方自治体が自主性・独自性を生かして自立・就労支援を実施する制度に転換

新しい生活保護制度

◇ 自立支援プログラムの導入

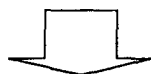
- (1) 地方自治体が自主性・独自性を生かして自立・就労支援メニューを整備する
- (2) 被保護者に対してそれぞれの状況に応じたプログラムへの参加を指導する
- (3) 被保護者が参加を拒否する場合には、地方自治体の判断により、保護の廃止等を実施できることとする

◇ アウトソーシングの推進や事務実施に係る裁量の拡大



3. 国と地方の役割・費用負担の見直し

地方自治体の役割・責任が拡大(地方自治体の自主性・独自性を生かす自由度も拡大)



国と地方の費用負担割合の見直し

児童扶養手当制度に関する地方自治体の役割の強化

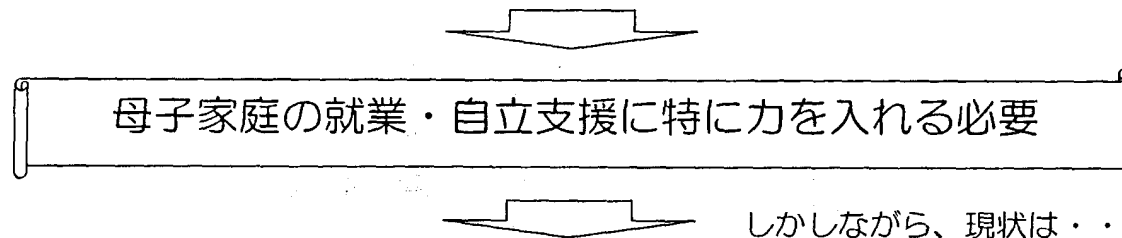
1. 就業・自立支援の必要性、現状の問題点

○ 母子家庭施策については、母子家庭の増加等母子家庭をめぐる状況の変化を受けて、平成14年度に母子及び寡婦福祉法等を改正し、現在、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策の転換を図りつつあるところ。



○ また、児童扶養手当の受給開始後5年経過後に手当額を一部減額する措置を導入。
この減額の割合については、今後、「改正法施行後における子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策等の進展状況」等を踏まえて政令で定め、平成20年度から適用することとされている。

○ 平成15年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」も成立。



母子家庭の就業・自立に向けた総合的な支援においては、住民や地域社会に近い地方自治体の期待される役割は大。
しかし、実際の取組みは全体に低調であり、地域間格差も大きい。

2. 今回の見直しの考え方

《見直しの方向》

①就業・自立支援策の地方自治体の役割と裁量を拡大

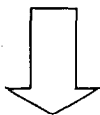
○ 就業・自立支援策の地方自治体の裁量を拡大

自立支援教育訓練給付、自立支援センター等で行う母子家庭の母の講習など、自立の促進に関する事業についての裁量の拡大

○ また、母子家庭の母の状況に応じた自立支援プログラムの策定を地方自治体が行うこととし、それに応じた各人の取組みが不十分な場合には、地方自治体の判断により児童扶養手当の支給停止等を実施できることとする。

②負担割合の見直し

地方自治体の役割・責任が拡大（地方自治体の自主性・独自性を生かす自由度も拡大）



国と地方の費用負担割合の見直し

平成16年度予算ベース

給付総額 約4,000億円

国庫負担額 約3,000億円

国庫負担割合 3/4